三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県庁及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字野田字八久保ノ上一五三・一五五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年十一月四日

農林水産大臣　山本　有二

一　保安林の所在場所　福岡県久留米市山本町耳納字上立野二三一八の一、字カナザイ二三一九の一、二三一九の二、二三一九の五から二三一九の七まで、字大谷二三二〇の一から二三二〇の三まで、二三二〇の一二から二三二〇の一四まで、字赤井二三三三の一、二三三三の二、二三三四の一、二三三四の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字上立野二三一八の一・字カナザイ二三一九の一・二三一九の二・二三一九の五から二三一九の七まで・字大谷二三二〇の一・二三二〇の二・二三二〇の一三・二三二〇の一四・字赤井二三三三の一・二三三三の二・二三三四の一・二三三四の二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県庁及び久留米市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省・環境省告示第十三号

遺伝子組換え生物等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第四条第一項の規定に基づき、平成二十八年十月十四日付けをもって次の第一種使用規程の承認をしたので、同法第八条の規定に基づき告示する。

平成二十八年十一月四日

農林水産大臣　山本　有二

環境大臣　山本　公一

承認番号　16―46P―0011

承認を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地	国立大学法人　筑波大学 学長　永田　恭介 茨城県つくば市天王台一丁目1番1号 北興化学工業株式会社 代表取締役社長　中島　喜勝 東京都中央区日本橋本町一丁目5番4号

承認を受けた第一種使用規程

遺伝子組換え生物等の種類の名称	雌ずい花弁化八重咲きシクラメン（*CpAG2SRDX, Cyclamen persicum* Mill.）(AGM16)
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の内容	隔離ほ場における栽培、保管、運搬及び廃棄並びにこれらに付随する行為
遺伝子組換え生物等の第一種使用等の方法	所在地：茨城県つくば市天王台一丁目1番1号 名　称：筑波大学遺伝子実験センター模擬的環境試験ほ場（隔離ほ場） 使用期間：承認日から平成30年3月31日まで 1．隔離ほ場の施設 (1) 部外者の立入りを防止するため、隔離ほ場を取り囲むようにフェンスを設置している。 (2) 隔離ほ場であること、部外者は立入禁止であること及び管理責任者の氏名を明示した標識を見やすい所に掲げている。 (3) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等に付着した土、本組換えシクラメンの残渣等を洗浄によって除去するための洗い場を設置しているとともに、当該シクラメンの隔離ほ場の外への流出を防止するための設備を排水系統に設置している。 (4) 本組換えシクラメンの種苗が、野鳥等の食害により拡散することを防止するため、栽培期間中は防鳥網を設置する。 2．隔離ほ場での作業要領 (1) 本組換えシクラメン及び比較対照の非遺伝子組換えシクラメン以外の植物が、隔離ほ場内で生育することを必要最小限に抑える。 (2) 本組換えシクラメンを隔離ほ場の外に運搬し、又は保管する場合は、当該シクラメンが漏出しない構造の容器に入れる。 (3) (2)により運搬又は保管する場合を除き、本組換えシクラメン及び比較対照の非遺伝子組換えシクラメンを隔離ほ場内にすき込む等により、確実に不活化する。 (4) 隔離ほ場で使用した機械、器具、靴等は、作業終了後、隔離ほ場内で洗浄すること等により、意図せずに本組換えシクラメンが隔離ほ場の外に持ち出されることを防止する。